

緑が浜小学校 P.G.T.規約

P a r e n t （保護者）

G r a n d p a r e n t （祖父母）

T e a c h e r （教職員）

「人はひとによりてのみ、人になる」

人として

子どもたちと 教職員と 親と 祖父母が

喜びも 苦しみも 分かち合える学校を目指そう

第1章 基本理念

本会は、茅ヶ崎市立緑が浜小学校P.G.T.と称し、公教育の場としてふさわしい活動を通して、本校在籍児童の全人的な育成を目指すものである。

そのため、本校在籍児童の保護者及び祖父母、教職員をもって会員として組織する。

また本会は緑が浜小学校内におく。

第2章 役員及び会計監査

第1条 本会の役員構成及び会計監査は次の通りとし、任期は1年とする。

- ・会 長 1名（教職員を除く会員）
- ・副会長 会員から2名以上、教頭
- ・書記 会員から2名以上、教職員1名
- ・会計 2名（会員から1名、教職員1名）
- ・会計監査 3名（会員から2名、教職員1名）

第2条 役員及び会計監査の仕事は次の通りとする。

- ・会長は会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し必要に応じその代行をする。
- ・副会長は、会長が何らかの事由によりその職務を遂行できない時、副会長のうち1名を選び、会長の代わりにその職務を務める。
- ・書記は総会、定例会（旧プログラム委員会）等の議事を記録し保管する。
- ・会計は、本会のすべての会計事務処理と財産の管理を行う。
- ・会計監査はその年度の会計を監査し、全体保護者会に報告する。

第3章 全体保護者会及び各委員会

第3条 全体保護者会は全会員をもって構成され、最高決議機関とする。

- ・年度初めに学校主催で行われる全体保護者会の中で、決算・予算の審議、年度事業計画の報告及び承認、その他の重要と認められた事項について協議する。
- ・役員の改選は、P.G.T.の委任を受けた指名委員会が候補者を推薦し、会員の承認を得るものとする。指名委員は特段の事情がない限り、役員になることはできない。全体保護者会での承認は出席者の過半数とする。やむを得ない理由により 全体保護者会が開催できない場合は、書面評決によって承認を得るものとする。書面評決での承認は、提出された評決書の過半数とする。
- ・臨時全体保護者会は校長と定例会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

第4条 定例会（旧プログラム委員会）を置く。

- ・定例会は校長及び役員をもって構成し、原則として月1回開催する。
また、会長が必要と認めたとき臨時に開催することができる。
- ・定例会は、広く会員の声を集約し、子どもたちの健全な育成に向けて必要とされる活動を必要な時期に開催するための企画調整、組織（ボランティア・グループ）作りをす

る。

- ・各活動の構成員は原則会員からボランティアを募り、その活動を一任することを基本にするが定例会は各活動の内容を受け必要に応じ指導助言することができる。また、定例会はボランティア・グループに趣旨を逸脱する活動があったときは、活動を中止することができる。
- ・各活動は年度内とするが、定例会が認めるものは年度を越しても良いものとする。

第4章 役員、会計監査委員の選出

第5条 指名委員設置とその構成

- ・役員、会計監査委員選出のため校長・役員と会員より公募した委員からなる指名委員会を設置する。
- ・指名委員は会員からの推薦をとり、それを参考に役員、会計監査委員を推薦する。

第5章 会 計

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

- ・1家庭につき月額200円とし、年度当初に年額分2,400円を一括納入する。

第6章 P.G.T.個人情報取扱い

第7条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法案および本規約に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

第8条 本会における個人情報の管理者は会長とし、取扱者は役員及びボランティア代表及び教職員代表とする。

第9条 個人情報を取得する際には、利用目的を定め明示する。また、円滑な P.G.T.活動を行うために以下の情報を取得する。

- ・会員の氏名・連絡先（電話番号・メールアドレス）
- ・会員の子どもの氏名・クラス
- ・必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
- ・その他学校長が必要と認めたもの

第10条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

- ・ P.G.T.活動に必要な名簿・連絡網等の作成
- ・資料等の送付
- ・役員選出
- ・ P.G.T.活動の諸連絡
- ・広報誌への掲載

第11条 個人情報が記載された書類は、鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。 また、不要となった個人情報は、適正に廃棄するものとする。

第7章 細 則

第12条 この会の運営に関して必要な細則は、定例会の協議をもって定めることができる。なお、細則を制定または改廃した場合は、その内容を全体保護者会に報告しなければならない。

第8章 改 正

第13条 この規約は全体保護者会で出席の3分の2以上の賛成で改正する事ができる。

第9章 付 則

第14条 この規約は、平成13年度の全体保護者会の後施行する。

第10章 書面会議

第15条 やむを得ない理由により全体保護者会等を開催できず、会議の運営に支障をきたすと会長が認めたときは、次のとおり書面会議の実施をもって会議の開催に代えることができる。

- ・会長は、書面会議の実施にあたり、次に掲げる資料を会員に送付しなければならない。
 - (1) 議事の内容を明らかにした議案書
 - (2) 議事に対する会員の意見・賛否を明らかにするための表決書
 - (3) その他書面会議の実施に必要な資料
- ・会長は、会員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付にあたり、それを通知しなければならない。
- ・書面会議は、定めた期限までに、会員の過半数の表決書が提出されたことをもって成立する。
- ・会長は、書面会議の結果を会員に報告する。

細 則

第1条 本会の会員は、市PTA連絡協議会、県PTA連絡協議会の会員となる。

第2条 慶弔規定

- ・保護者の死亡5, 000円
- ・在校生の死亡5, 000円
- ・教職員の転任・退任記念品代3, 000円以内
- ・卒業生への記念品代2, 000円以内
- ・その他必要が生じた場合は、プログラム委員会で審議決定する。

第3条 会 計

- ・年度途中の会員の入退会における会費については、入会は当月から、退会は次月で会計を行う。

<平成 17 年 4 月 1 日	細則 第 4 条 制定>
<平成 25 年 3 月 1 日	第 3 条 第 4 条 改正>
<平成 25 年 3 月 1 日	細則 第 2 条・卒業生への記念品代 金額改正>
<平成 31 年 4 月 12 日	第 6 章・P.G.T.個人情報取扱い 制定>
<令和 3 年 4 月 27 日	第 2 章・2 条 副会長の職務 改正>
<令和 3 年 4 月 27 日	第 10 章・書面会議 制定>
<令和 5 年 2 月 24 日	第 3 章 第 3 条 改正>
<令和 5 年 2 月 24 日	細則 第 4 条・同窓会 削除>
<令和 6 年 3 月 1 日	第 3 章 第 3 条 改正>
<令和 7 年 4 月 1 日	第 1 章 所在を記載。第 3 章 第 4 条 プログラム委員会を定例会と改名>